

判例から学ぶ医療と法 — 第50回

「新生児取り違えによる損害賠償請求権と消滅時効の起算点」

東京高裁平成18年10月12日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所
弁護士 白戸 祐丞

◆事案の概要

Yが東京都内に設置していたA産院（以下「本件産院」）において、昭和33年4月10日に新生児を分娩したX₁、同人の夫であるX₂および戸籍上兩名の子として出生届がされている控訴人X₃の3名が、平成16年5月9日に実施されたDNA鑑定において、親子関係が存在しないことが判明したことから、上記分娩当時、本件産院において稼働していた医師または看護師が、新生児同士を取り違えてしまったため、X₁が真実分娩した新生児とX₃とが入れ替わってしまったものと主張して、平成16年10月19日、Yに対し、選択的に分娩助産契約の債務不履行または不法行為（使用者責任）に基づく損害賠償を請求した事案である。

一審では、債務不履行による損害賠償請求については、新生児をその両親に引き渡すという本来の履行請求権は、X₁が本件産院を退院した昭和33年4月17日ごろまでが問題とされ、Xらの主張する債務不履行も、遅くとも同日ごろに行われたと解され、その損害賠償請求権の消滅時効は、遅くともその時点に進行を開始していたから、本件提訴日までに10年の消滅時効が完成しているとして、Xらの請求を棄却した。

◆判決の要旨

控訴審は下記のように、Xらの血液型の矛盾が判明した時点を消滅時効の起算点と捉え、一審の結論を覆し、本件損害賠償請求権は時効により消滅していないとして、Xらの請求を認容した。

債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効は、「権利を行使することができる時から進行する」（民法166条1項）が、これは原則として、権利行使についての法律上の障害のない状態を

いう。本件の場合、Xらは、誤って引き渡しが行われた時（昭和33年4月17日の退院ごろ）以降、債務不履行による損害賠償請求権を取得したものと解される。

しかし、本件の場合、新生児の取り違えという事実は外観上非常に分かりにくく、これによる損害の発生が潜在化しているといえるものであって、真実の両親に真実の子を引き渡すというその権利の性質上、分娩助産契約の当事者である両親および子が取り違えの事実を知ることができる客観的な事情が生ずることにより、その損害が顕在化して初めて権利行使を期待することが可能となるものと解することができる。具体的な権利行使の可能性という観点からすると、平成9年ごろにX₁の血液型がB型であったと判明し、それまでにX₂はO型、X₃はA型であることが分かっていたことから、Xらは、親子関係の存在について疑いを深め、病院を移して再検査をし、血液型の判定結果は同一であることが、同年10月7日に明確となったのであるから、その時点ないしその後間もない時点において、権利行使が可能となったものと解するのが相当である。

◆この判例をどう理解するか

①医療事件と消滅時効

一般的に医療事件における患者側の病院に対する請求としては、医療契約の債務不履行に基づく損害賠償請求と、不法行為に基づく損害賠償請求があり、本件事案でも両方の請求がなされている。後者の消滅時効は「損害及び加害者を知った時から三年間」（民法改正により五年間）であるが、以下では専ら前者の債務不履行の消滅時効について述べる（なお、医療契約は病院と患者との間で締結されるため、通常勤務医個人につい

ては不法行為に基づく責任のみが問題となる)。

消滅時効とは、権利が行使されない状態が一定期間継続した場合に、その権利の消滅を認める制度である。消滅時効は、「権利を行使することができる時から進行する」(民法166条1項)ものとされ、債権の場合は10年間これを行わない場合に時効が完成し(民法167条1項)、請求することができなくなる。例えば医療事故の場合、前述のように、患者側は医療契約の債務不履行に基づく損害賠償請求権という権利を有しており、この権利を行使することができる時から10年間行使しないことで、消滅時効が完成して権利が消滅する。

②「行使することができる時」の判例理論

消滅時効の10年間のスタート地点(起算点)は、「権利を行使することができる時」である。

この要件に関して最高裁判例に共通して見られる考え方は、権利行使につき法律上の障害がなく、さらに権利の性質上、行使を現実に期待することができることをいうとされている。具体的な事案に則して、形式的な論理のみを適用すると、実質的に不合理な結果を生じるような場合には、権利行使の現実的な期待可能性を視野に入れつつ、消滅時効の起算点についても柔軟に解釈して、具体的に妥当な結論を図ろうとするものと解される。

本判決でも、形式的には、一審判決が判断するように、Xらは新生児の取り違えがされた昭和33年の退院時には、分娩助産契約の債務不履行による損害賠償請求権を取得し、同権利の行使は可能になったといえる。しかし、Xらにとって当時現実的に取り違えがあったことを知る手段はなく、後に取り違えの事実を知ることができる客観的な事情が生ずることにより、その損害が顕在化して初めて権利行使を期待することが可能となったとした。そこで、本判決は、血液型検査により親子関係がないことが判明した時点を消滅時効の起算点とし、Yが主張する時効完成による権利の消滅を認めなかった。

③民法改正による影響

民法の債権分野について、民法制定以来120年ぶりに全般的な改正が行われ、2020年4月1日から施行される。時効の条文も変更され、消滅時効については、「債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないと

き。」(新166条1号)および「権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。」(同2号)に債権が時効によって消滅すると定められている。起算点についての当該新条項は、施行日以降に生じた権利について適用されることとなる。

1号の「債権者が権利を行使することができることを知った時」とは、起算点につき債権者の認識などの主観的事情を考慮する考え方である。今回の民法改正により新たに導入された。2号の「権利を行使することができる時」という要件の解釈については、権利を行使するための法律上の障害がなく、権利の性質上、その権利行使を現実に期待することができる時という上記②で述べた判例理論から変更はないと理解してよい。アバウトに言えば、1号は、その人の認識した事実からすると権利行使が現実的に期待される時点、2号は、客観的な事実を照らして権利行使が可能となった時点ということになる。

本件事案では、血液型検査の結果が判明したことにより、客観的にも損害賠償請求権の行使が可能となったし、Xらの認識した事実としても生物学的な親子関係がないことが明らかになったのであるから、分娩後の取り違えが想定され、権利行使が期待される。そうすると、本件は新民法の下では、1号と2号の起算点が重なる事案のように思われる。

◆この判例からどう学ぶか

- ①医療事件における患者側から病院側に対する請求としては、医療契約の債務不履行に基づく請求と、不法行為に基づく請求の2種類がある。
- ②債務不履行に基づく損害賠償請求の消滅時効の起算点である「権利を行使することができる時」とは、権利行使についての法律上の障害がないこと、および請求権の行使が現実に期待できないような特段の事情がある場合には、その権利行使が現実に期待することができるようになった時をいう。
- ③民法の改正によって、②の理解に変更はない。
- ④民法の改正によって、「債権者が権利を行使することができることを知った時」から5年間行使しないときという、新たな消滅時効の要件が設立され、これは債権者の認識を基に権利行使が期待される時点と解される。